



佐賀県公報

平成15年
12月1日
(月曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

規則

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(人事課・六〇) 一
人事委員会事項

◎職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則 (規則・一八) 三

◎平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則 (〃・一九) 四

◎給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二〇) 七

◎初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二一) 一〇

◎特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則 (〃・二二) 二二

◎住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二三) 二二

◎佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (〃・二四) 二三

東部工業用水道事項

◎佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正 (規程・二) 二三

公布された規則のあらまし

◎佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(規則第六十号)

1 給料表の全給料月額を改定することとした。(別表第一関係)

2 給料の調整額の調整基本額を改定することとした。(別表第七関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

4 所要の経過措置を定めることとした。

規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第六十号

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県現業職員の給与に関する規則(昭和三十七年佐賀県規則第九十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外職員	1	—	165,000	183,700	201,200	226,300	254,600
	2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
	3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
	4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
	5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
	6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
	7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
	8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
	9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
	10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
	11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
	12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
	13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
	14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
	15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
	16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
	17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
	18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
	19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
	20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
	21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
	22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
	23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
	24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
	25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
	26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
	27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
	28	226,600	270,000	302,200	318,700		
	29	228,500	271,500	304,000	320,900		
	30	230,500	273,100	305,900	323,100		
	31	232,400	274,700	307,700	325,100		
	32	234,000	276,400				
	33		277,900				
再任用職員		193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800

別表第七中「5,454円」を「5,427円」と、「5,620円」を「5,533円」と、「5,791円」を「5,764円」と、「7,500円。ただし、1号給7,461円」を「7,400円」と、「8,100円」を「8,000円」と、「8,700円」を「8,600円」と、「9,300円」を「9,200円」と、「10,300円」を「10,200円」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 2 最高号給を超える給料月額の内替等、この規則の施行の前日の異動者の号給等の調整及び職員が受けていた号給等の基礎については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十五年佐賀県条例第四十三号)に基づく一般職員の例によるものとする。

○ 人事委員会事項

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十八号

職務の級における最高の号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則
(最高号給を超える給料月額の内替等)

第一条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号。以下「県職員給与条例」という。)別表第一から別表第四まで又は佐賀県公立学校職員給与条例(昭

和三十二年佐賀県条例第四十四号。以下「学校職員給与条例」という。)別表第一から別表第四までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(学校職員給与条例別表第一の備考の(二)又は別表第二の備考の(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額 × 新給料月額

その者の施行日の前日における 施行日におけるその者の給料月額(以下「旧給料月額」) - 属する職務の級における最高の号給の額 +

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

第二条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の県職員給与条例第四条第八項ただし書若しくは学校職員給与条例第六条第八項ただし書の規定又は佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十八号)附則第三項から第五項まで若しくは佐賀県公立学校給与条例の一部を改正する条例(平成十二年佐賀県条例第四十九号)附則第三項及び第四項の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間)をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

第三条 施行日の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関

する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)第四条第三項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額}}{-923,000\text{円}}$$

$$132,000\text{円} \times \frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額}}{-923,000\text{円}} = 133,000\text{円} + 913,000\text{円}$$

$$133,000\text{円}$$

(任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額の切替え)

第四条 施行日の前日において一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号)第五条第四項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額}}{-880,000\text{円}}$$

$$108,000\text{円} \times \frac{\text{その者の施行日の前日における給料月額}}{-880,000\text{円}} = 109,000\text{円} + 870,000\text{円}$$

$$109,000\text{円}$$

(特定の職員の号給等の切替え等)

第五条 学校職員給与条例別表第一又は別表第二の給料表の適用を受けていた職員で、施行日の前日までに県職員給与条例別表第一の給料表の適用を受けることとなり、引き続き施行日に同表の適用を受けるものの施行日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に推算する期間は、第一条及び第二条の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則の廃止)

2 最高号給を超える給料月額を受ける職員等の給料の切替え等に関する規則(平成十四年佐賀県人事委員会規則第三十六号)は、廃止する。

平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第十九号

平成十五年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第一条 佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十五年佐賀県条例第四十三号。以下「改正県職員給与条例」という。)附則第五項及び佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例(平成十五年佐賀県条例第四十四号。以下「改正学校職員給与条例」という。)附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例(昭和二十六年佐賀県条例第一号)第十六条の五第六項及び第十七条第一項後段並びに改正学校職員給与条例第一条の規定による改正後の佐賀県公立学校職員給与条例(昭和三十三年佐賀県条例第四十四号)第二十条第一項及び第二十条第六項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職

員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当について改正県職員給与条例第一条の規定による改正前の佐賀県職員給与条例第十六条の五第六項、第十七条第一項後段若しくは第十七条の四第一項後段又は改正正学校職員給与条例第一条の規定による改正前の佐賀県公立学校職員給与条例第二十条第一項後段、第二十一条第一項後段若しくは第二十二条第六項の規定を受けたものにあつては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 佐賀県職員給与条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の適用を受ける職員

二 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年佐賀県条例第五十九号)の適用を受ける職員

三 佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十二年佐賀県条例第六号)の適用を受ける職員

四 国家公務員

五 他の地方公共団体の職員

六 佐賀県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年佐賀県条例第五十九号)第七条に規定する特定地方公社等職員

七 公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例(平成十三年佐賀県条例第四十六号)第十三条第一号に規定する退職派遣者
(新たに職員となった者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額の算定の基準となる日の特例)

第二条 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基

準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定)

第三条 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正正学校職員給与条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第一条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号から第三号までに掲げる者(以下この号及び次条において「佐賀県公立学校職員等」という。)であつた者から人事交流等により引き続き新たに職員となった場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となった日の前日までの期間のうち佐賀県公立学校職員等として勤務した期間(同項において「佐賀県公立学校職員等期

間」という。)を除く。)

- 二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)及び職員の分限に関する条例(昭和二十七年佐賀県条例第十八号)第二条各号のいずれかに該当して休職にされていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。))をいう。)、専従休職期間(地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、外国派遣職員期間(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年佐賀県条例第三号)第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給されていた期間を除く。))をいう。)、育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条の規定により育児休業をしていた期間をいう。))又は公益法人等派遣期間(公益法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。))をいう。)
- 三 停職期間(地方公務員法第二十九条第一項の規定により停職にされていた期間をいう。)
- 四 佐賀県職員の育児休業等に関する条例(平成四年佐賀県条例第二号)第十条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)第二十四条第三項又は営利企業等の従事制限の許可基準等に関する規則(昭和二十六年佐賀県人事委員会規則第十二号)第三条第二項の規定により給与を減額された期間
- 五 佐賀県職員給与条例第十二条又は佐賀県公立学校職員給与条例第十三条の規定により給与を減額された期間

2 改正県職員給与条例附則第五項第一号及び改正学校職員給与条例附則第五

項第一号の人事委員会規則で定める月数は、平成十五年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- 一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間(佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月
- 二 前項第三号又は第五号に掲げる期間(佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、同項第三号又は第五号に掲げる期間に相当する期間を含む。))のある月(前号に該当する月を除く。))であつて、その月について支給された給料の額(佐賀県公立学校職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額)が改正県職員給与条例附則第五項第一号又は改正学校職員給与条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の一・六四を乗じて得た額(第四条において「附則第五項第一号基礎額」という。))に満たないもの

(端数計算)

第四条 附則第五項第一号基礎額又は改正県職員給与条例附則第五項第二号若しくは改正学校職員給与条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- (平成十五年三月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止)
- 2 平成十五年三月に支給する期末手当の特例措置に関する規則(平成十五年佐賀県人事委員会規則第一号)は、廃止する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第十二号)

の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表(第2条関係)

イ 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,100円
2級	6,500円
3級	8,500円。ただし、1号給8,298円
4級	9,800円
5級	10,200円
6級	10,800円
7級	11,300円
8級	11,900円
9級	12,900円
10級	13,600円
11級	15,400円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,200円。ただし、2号給7,051円、3号給7,348円、4号給7,668円、5号給7,983円
2級	9,000円。ただし、2号給7,744円、3号給8,068円、4号給8,478円、5号給8,923円
3級	9,800円。ただし、2号給8,932円、3号給9,297円、4号給9,661円
4級	10,600円。ただし、1号給10,395円
5級	11,200円
6級	11,900円
7級	12,300円
8級	12,800円
9級	13,200円
10級	14,000円

ハ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,100円
2級	8,000円。ただし、2号給7,947円
3級	9,600円。ただし、1号給9,243円、2号給9,562円
4級	10,200円
5級	11,200円
6級	12,000円
7級	13,000円

ニ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,100円。ただし、2号給6,840円、3号給7,092円、4号給7,353円、5号給7,632円、6号給8,001円
2級	9,900円。ただし、2号給8,050円、3号給8,428円、4号給8,847円、5号給9,103円、6号給9,369円、7号給9,634円
3級	10,300円。ただし、1号給9,940円、2号給10,251円
4級	10,600円
5級	11,000円
6級	12,400円

ホ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3級	12,700円(学校職員給与条例別表第一の備考の(二)に定める職員にあつては、13,000円)
4級	14,100円

ヘ 中学校・小学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	8,400円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円
2級	11,600円。ただし、2号給7,330円、3号給7,704円、4号給8,109円、5号給8,599円、6号給8,910円、7号給9,225円、8号給9,558円、9号給9,913円、10号給10,408円、11号給10,926円、12号給11,448円
3級	12,300円(学校職員給与条例別表第二の備考の(二)に定める職員にあつては、12,500円)。ただし、1号給12,150円(同表の備考の(二)に定める職員にあつては、12,500円)
4級	13,700円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷 尚久

●佐賀県人事委員会規則第二十一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(昭和三十六年佐賀県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

期間の区分		職員の区分		
		1種	2種	3種
1年未満		307,900円	269,300円	216,700円
1年以上	2年未満	307,900	269,300	216,700
2年以上	3年未満	307,900	269,300	216,700
3年以上	4年未満	307,900	269,300	216,700
4年以上	5年未満	307,900	269,300	216,700
5年以上	6年未満	307,900	269,300	216,700
6年以上	7年未満	307,900	269,300	216,700
7年以上	8年未満	307,900	269,300	216,700
8年以上	9年未満	307,900	269,300	216,700
9年以上	10年未満	307,900	269,300	216,700
10年以上	11年未満	307,900	269,300	216,700
11年以上	12年未満	307,900	269,300	216,700
12年以上	13年未満	307,900	269,300	216,700
13年以上	14年未満	307,900	269,300	216,700
14年以上	15年未満	307,900	269,300	216,700
15年以上	16年未満	307,900	269,300	216,700
16年以上	17年未満	303,500	265,300	213,400
17年以上	18年未満	299,100	261,300	210,100
18年以上	19年未満	294,700	257,300	206,800
19年以上	20年未満	290,300	253,300	203,500
20年以上	21年未満	285,900	249,300	200,200
21年以上	22年未満	273,900	239,300	192,900
22年以上	23年未満	261,700	229,200	185,300
23年以上	24年未満	249,800	219,400	178,300
24年以上	25年未満	237,800	209,400	170,800
25年以上	26年未満	225,700	199,400	163,600
26年以上	27年未満	210,600	185,700	152,400
27年以上	28年未満	195,700	172,200	141,800
28年以上	29年未満	180,700	158,700	130,900
29年以上	30年未満	165,500	145,000	119,800
30年以上	31年未満	148,100	130,000	108,200
31年以上	32年未満	130,600	115,000	96,400
32年以上	33年未満	113,400	100,200	84,900
33年以上	34年未満	82,900	75,400	65,400
34年以上	35年未満	55,000	52,500	47,500

備考 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。

2 この表において「1種」とは第2条第1号の職を占める職員を、「2種」とは同条第2号の職を占める職員を、「3種」とは同条第3号の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十二号

特地勤務手当等支給規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等支給規則(昭和四十五年佐賀県人事委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十四年佐賀県条例第五十一号)第一条の規定による改正後の佐賀県職員給与条例(次条第二項において「平成十四年改正後の給与条例」という。)の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十四年佐賀県条例第五十一号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十五年

佐賀県条例第四十三号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第二項中「定める日」の下に「。次項において同じ。」を加え、

「(当該異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の給与条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例(平成十四年佐賀県条例第五十一号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 給与条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当について佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十五年佐賀県条例第四十三号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の給与条例の規定によるものとした場合の」とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

●佐賀県人事委員会規則第二十三号

委員長 蜂 谷 尚 久

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則(昭和四十九年佐賀県人事委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(職員以外の住宅の新築者等)

第三条の二 県職員給与条例第九条の四第一項第二号及び学校職員給与条例第十一条の二第一項第二号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

一 前条第二号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者

二 前条第三号に掲げる住宅のうち人事委員会が定める住宅

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十二月一日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂 谷 尚 久

●佐賀県人事委員会規則第二十四号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二十八の二の特定号給表の表中

「医療職給付表(一) 12号給」を「医療職給付表(一) 11号給」に改める。

を

「医療職給付表(一) 11号給」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(施行日における昇格又は降格の特例)

2 この規則の施行の日(昇格又は降格をした職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

○ 東部工業用水道事項

●佐賀県東部工業用水道規程第二号

佐賀県東部工業用水道に勤務する職員の給与及び旅費に関する規程(昭和四十三年佐賀県東部工業用水道規程第七号)の一部を次のように改正する。

平成十五年十二月一日

佐賀県知事

古 川

康

第八条の二の表を次のように改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

七	六	五	四	三	二	一	号給
九一三、〇〇〇	七八一、〇〇〇	六六八、〇〇〇	五八五、〇〇〇	五一四、〇〇〇	四五七、〇〇〇	四〇四、〇〇〇	給料月額(円)

別表第一(第2条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	184,400	218,200	235,700	256,300	275,600	296,800	330,300	367,900	416,000
	2	134,400	170,700	191,400	226,200	244,600	265,200	284,800	306,800	342,300	380,000	430,200
	3	138,800	177,400	198,600	234,600	253,700	274,200	294,300	316,900	354,200	392,200	444,500
	4	143,300	184,400	205,700	243,500	262,300	283,300	304,100	327,200	366,000	404,400	458,800
	5	148,500	190,200	213,300	252,500	270,800	292,400	313,800	337,600	377,600	416,700	472,700
再任	6	154,300	195,500	221,100	260,900	279,400	301,600	323,700	348,000	389,000	428,700	486,700
	7	160,200	200,700	229,000	269,300	288,000	310,900	333,600	357,800	400,500	440,500	500,500
	8	166,500	205,800	236,400	277,600	296,400	320,200	343,300	367,300	412,100	451,700	514,400
	9	171,100	210,700	242,800	285,700	304,800	329,500	352,700	376,700	423,500	462,800	528,200
	10	174,600	215,100	249,200	293,600	313,100	338,700	361,900	386,000	434,300	473,400	542,000
用職	11	177,600	219,500	255,400	301,300	321,100	348,000	370,900	395,300	444,000	482,900	553,100
	12	180,300	223,700	260,900	308,600	328,500	357,200	379,600	404,600	453,400	491,600	560,200
	13	182,800	228,000	266,400	315,600	335,900	366,100	388,000	413,200	461,100	499,000	567,100
	14	184,800	231,200	271,400	322,400	343,100	374,800	395,000	421,100	467,500	505,900	573,100
	15	186,800	234,100	276,500	328,400	348,600	382,300	400,500	426,900	474,000	510,300	577,700
員以	16	188,400	237,200	281,000	334,000	353,300	387,800	405,200	432,500	478,500		
	17		240,100	285,000	337,600	357,300	392,800	409,400	436,300	482,800		
外の	18		243,000	288,700	340,900	360,600	396,200	412,900	440,000	486,900		
	19		244,800	291,900	344,000	363,400	399,700	416,600	443,900			
	20			294,200	346,300	366,300	403,100	420,100	447,500			
職員	21			296,100	348,500	368,800	406,500	423,600	451,100			
	22			298,100	350,800	371,300	409,900	427,100				
	23			300,000	353,000	373,800	413,300					
	24			302,000	355,200	376,400	416,700					
	25			303,900	357,600	379,000						
	26			305,700	359,800	381,600						
	27			307,600	362,100							
	28			309,600	364,300							
	29			311,500								
	30			313,400								
	31			315,300								
	32			317,100								
再任用職員		150,100	187,400	215,300	251,700	269,000	292,800	309,700	331,300	365,800	400,400	453,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第二(第2条関係)

現業職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	—	165,000	183,700	201,200	226,300	254,600
	2	120,600	171,800	189,600	207,200	233,200	261,900
	3	124,300	177,700	195,400	213,400	240,100	269,200
	4	128,100	183,700	201,100	220,000	247,200	277,200
	5	131,900	189,000	207,100	226,200	253,900	285,200
	6	136,000	193,900	213,300	232,900	260,700	293,500
	7	140,700	198,900	219,900	239,100	267,300	301,900
	8	145,500	204,200	225,700	244,900	273,500	310,000
	9	151,500	209,400	231,800	250,600	279,200	318,000
	10	157,500	214,500	237,600	256,400	284,600	325,500
	11	164,700	219,900	243,100	261,700	290,100	333,000
	12	171,400	224,900	248,700	266,800	295,400	340,000
	13	177,200	229,700	253,800	271,800	300,700	347,000
	14	182,700	234,500	258,900	276,700	305,600	353,100
	15	187,400	239,300	263,700	281,400	310,200	359,200
	16	191,800	243,400	268,200	286,100	314,800	365,100
	17	196,200	247,400	272,900	290,100	319,000	370,700
	18	200,000	251,200	277,500	293,600	323,300	376,000
	19	203,600	254,400	281,800	296,800	327,300	380,900
	20	206,500	256,700	285,400	299,700	331,000	385,400
	21	209,500	258,800	288,000	302,500	334,400	389,800
	22	212,300	260,700	290,300	305,100	337,500	394,000
	23	215,200	262,000	292,600	307,800	339,900	397,200
	24	217,900	263,400	294,600	310,200	342,400	
	25	220,200	265,000	296,600	312,600	344,600	
	26	222,300	266,700	298,500	314,700	347,000	
	27	224,400	268,300	300,300	316,800	349,200	
	28	226,600	270,000	302,200	318,700		
	29	228,500	271,500	304,000	320,900		
	30	230,500	273,100	305,900	323,100		
	31	232,400	274,700	307,700	325,100		
	32	234,000	276,400				
	33		277,900				
再任用職員		193,300	204,800	212,100	228,500	253,800	286,800

備考 この表は、職員のうち現業職給与規則第2条に掲げる職務と同種の職務に従事する職員に適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の切替え等)
- 2 最高号給を超える給料月額の内替え等、この規程の施行の日前の異動者の号給等の調整及び職員が受けていた号給等の基礎については、佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例(平成十五年佐賀県条例第四十三号)に基づく一般職員の例又は佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成十五年佐賀県規則第六十号)に基づく現業職員の例によるものとする。

購読料 一か年三、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県総務部総務学事課

平成十五年十二月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行所 印刷所 発行定日
西部印刷企画(株) 毎週月水金曜日